

【資料集2】所得区分に応じた提出書類

1. 概要(新規申請時)

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)	提出書類(新規申請時)
70歳未満	[エ] ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き 所得210万円以下	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の医療保険の被保険者証の写し 限度額適用認定証等の写し 本人の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[オ] 住民税非課税者	
70歳以上 75歳未満	[Ⅲ（一般所得）] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の医療保険の被保険者証の写し 本人の高齢受給者証の写し 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅱ（低所得Ⅱ）] 住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の医療保険の被保険者証の写し 本人の高齢受給者証の写し 限度額適用認定証等の写し 本人の住民票の写し
	[Ⅰ（低所得Ⅰ）] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	<ul style="list-style-type: none"> 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
75歳以上	[Ⅲ（一般2割）] 課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円以上など	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の後期高齢者医療被保険者証の写し 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅲ（一般1割）] ・課税所得28万円未満 ・課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円未満など	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅱ（低所得Ⅱ）] 住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の後期高齢者医療被保険者証の写し 限度額適用認定証等の写し 本人の住民票の写し
	[Ⅰ（低所得Ⅰ）] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	<ul style="list-style-type: none"> 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)

(備考)

- ・限度額適用認定証等とは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をさします。
- ・年収は、平成30年8月時点における概ねの金額となります。